

住宅用家屋証明申請書

船税第 号
令和 年 月 日

船橋市長 へ

- 租税特別措置法 施行令
- (イ) 第41条 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 令和 年 月 日 (ハ) 新築 }
{ (ニ) 取得 }
が、この規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

記

申請人	住所	
	氏名	TEL
住所		
氏名		
家屋の所在地	船橋市	
家屋番号	番	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買	(2) 競落
居住	(1) 入居済	(2) 入居予定
構造	(1)木造 (2)軽量鉄骨造 (3)鉄骨造 (4)鉄筋コンクリート造 (5)鉄骨鉄筋コンクリート造 (6)その他(造)	
床面積	m ²	
建築年月日	年 月 日	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 {(ロ)(a)の場合に記入}	円	
売買価格 {(ロ)(a)の場合に記入}	円	

注 1. 申請者は、上記事項の確認できる書類を提出して下さい。
2. ()の中は、該当するものをそれぞれ○で囲む。

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法 施行令
- (イ) 第41条 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 令和 年 月 日 (ハ) 新築 (ニ) 取得 } が、この規定に該当するものである旨を証明します。

記

住 所	
氏 名	
家屋の所在地	船橋市
家屋番号	番
床面積	m ²
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落

船税第 号
令和 年 月 日

船 橋 市 長 松 戸 徹